

種別		料金(1件につき)
設計手数料		設計金額の3パーセントに相当する
指定工事業者指定手数料		10,000円
設計審査手数料	(1)水栓が3栓以下の改造又は撤去の工事	3,500円
	(2)メーターの口径が25ミリメートル以下の新設、改造又は撤去の工事((1)に該当するものを除	4,000円
	(3)メーターの口径が30ミリメートル以上の新設、改造又は撤去の工事((1)に該当するものを除	4,500円
工事検査手数料	(1)水栓が3栓以下の改造又は撤去の工事	3,500円
	(2)メーターの口径が25ミリメートル以下の新設、改造又は撤去の工事((1)に該当するものを除	5,000円
	(3)メーターの口径が30ミリメートル以上の新設、改造又は撤去の工事((1)に該当するものを除	6,500円
新設分岐手数料		4,000円
諸経費手数料	(1)国・県道占用書類の作成	27,000円
	(2)市道占用書類の作成	15,000円
私設消火栓使用立会手数料		500円
督促手数料		塩尻市税外収入金の督促手数料及び滞納金徴収条例(昭和35年塩尻市条例第27号)に規定する額
証明手数料		300円